

プラムポックスウイルスの緊急防除の防除区域の一部を改正する省
令案及び告示案についての意見・情報の募集について

平成25年11月8日
農林水産省消費・安全局

この度、プラムポックスウイルスの緊急防除の防除区域の一部を改正する省令案及び告示案について、広く国民から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙のとおり

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）において掲載

3. 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便　〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局植物防疫課

(3) ファクシミリ　03-3502-3386

4. 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の連絡に利用します。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5. 意見・情報の提出の締切日

平成25年11月17日（郵便の場合は必着）

6. 公示資料

- (1) 改正概要（別紙1）
- (2) 新旧対照表（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令）（別紙2）
- (3) 新旧対照表（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）（別紙3）
- (4) 意見提出が30日未満の場合のその理由（別紙4）
- (5) 植物防疫法（抜粋）（別紙5）
- (6) 行政手続法（抜粋）（別紙6）
- (7) プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（現行）（別紙7）
- (8) プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示（現行）（別紙8）
- (9) プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）とは（別紙9）

[意見提出が30日未満の場合のその理由]

プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス。以下「本ウイルス」という。）による病気（ウメ輪紋病。以下「本病」という。）は、我が国のモモやスマモ等サクラ属（*Prunus* 属）の果樹に被害を与える重要な病気です。我が国では、平成21年に初めて確認されたことから、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第18条第1項の規定に基づくプラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号。以下「省令」という。）及び法第17条第2項の規定に基づくプラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示（平成22年農林水産省告示第188号。以下「告示」という。）を制定し、本ウイルスに感染するおそれがある植物の移動禁止や感染植物の処分等による防除（以下、「緊急防除」という。）を講じてきたところです。

本年（平成25年）に実施した調査で、新たに東京都奥多摩町、大阪府富田林市及び兵庫県宝塚市の一帯地域で本ウイルスの発生が確認されたことから、本ウイルスの蔓延を防止するため、当該地域において、早急に緊急防除を開始する必要があると判断しました。

本件に関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。」に該当し、必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられますが、個人の財産の処分命令に係る規定など国民の権利の厳しい制限に関する内容を含むものであることから、同法第40条第1項の規定に基づき必要最小限の期間（10日間）を設定し、事前の意見・情報の募集を行うこととしました。

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令等の一部改正について

平成25年11月8日
消費・安全局植物防疫課

1. 緊急防除制度の概要

植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)においては、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動植物がまん延して有用な植物に重大な被害を与えるおそれがある場合等において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、法第4章の規定による防除(以下「緊急防除」という。)を行うものとされており(法第17条第1項)、この緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が附着している植物の移動禁止・消毒等の命令をすることができることとされている(法第18条第1項)。

また、緊急防除をするには、①防除を行う区域及び期間、②有害動植物の種類、③防除の内容、④その他必要な事項を、防除を行う30日前までに告示しなければならないこととされている(法第17条第2項)。

2. 改正の趣旨及び内容

(1) 防除区域の追加

世界的にモモ、スマモ等の重要病害として知られるプラムポックスウイルス(以下「本ウイルス」という。)については、平成21年4月、東京都青梅市において我が国で初めて確認されたことを受け、これまで以下の省令及び告示を定め、そのまん延の防止を図っているところである。

- ① 法第18条第1項の規定に基づくプラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令(平成22年農林水産省令第4号。以下「省令」という。)
- ② 法第17条第2項の規定に基づくプラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示(平成22年農林水産省告示第188号。以下「告示」という。)

具体的には、本ウイルスの発生が確認された地域を防除区域として指定(省令第2条及び別表並びに告示の1及び別表)し、当該区域においては以下の対応により本ウイルスの防除を行ってきたところ。

- ① 本ウイルスが附着し、又は附着しているおそれがある植物の移動制限(省令第3条)
- ② 本ウイルスが附着し、又は附着しているおそれがある植物を所有し、又は管理する者に対する植物防疫官による当該植物の廃棄命令(省令第5条)
この防除区域については、平成22年以降、毎年全国調査を実施し、新たに本ウイルスの発生が確認された地域を順次追加してきたところであり、本年度も全国調査を実施したところ、東京都奥多摩町、大阪府富田林市及び兵庫県宝塚市で新たに本ウイルスの発生が確認された。このため、これらの地域を緊急防除の防除区域に追加することとし、省令及び告示について所要の改正を行う。

(2) 移動規制の対象植物の見直し

これまで我が国においては、海外の文献等に基づき、ウメ、モモ等のサクラ属の生植物を全て本ウイルスの宿主植物として緊急防除の対象としてきたところである。

しかしながら、最近における調査の結果、サクラ属植物のうちサクラ節(サクラ等)のものについては本ウイルスに感染しない可能性が極めて高いことを示すデータが得られた。このため、サクラ節の生植物については、移動制限及び廃棄命令の対象植物から除外することとし、省令及び告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

平成25年11月中 公布

平成25年12月中 施行(公布の日から起算して30日を経過した日)